平成二十年内閣府令第九号

外国監査法人等に関する内閣府令

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の三十五第一項、第三十四条の三十六、第三十四条の三十七第一項及び第三十四条の三十八第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、外国監査法人等に関する内閣府令を次のように定める。

（訳文の添付）

第一条　公認会計士法（以下「法」という。）第五章の五の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類のうち、法第三十四条の三十六第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。

（届出）

第二条　法第三十四条の三十五第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、別紙様式第一号により法第三十四条の三十六第一項に規定する届出書二通を作成し、同条第二項に規定する書類二部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（代理人）

第三条　届出者は、本邦内に住所を有する者であって、法第三十四条の三十五第一項の規定による届出に関する一切の行為につき、届出者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

（届出書の記載事項）

第四条　法第三十四条の三十六第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者が法人である場合は、当該法人の設立の年月及び設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

二　届出者が法人に属する個人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地

三　届出者がその財務書類について監査証明業務（法第二条第一項の業務をいう。以下同じ。）に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等（外国会社等財務書類（法第三十四条の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）を提出する者をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地

２　届出者が組合その他これに準ずる事業体である場合は、法第三十四条の三十六第一項並びに前項及び次条に掲げる事項については、法人である場合に準じて記載するものとする。

（添付書類の記載事項）

第五条　法第三十四条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号イ又はハに掲げる事項について、届出者の主たる事務所の所在する国において監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者を所管する行政機関その他これに準ずるもの（以下この条において「行政機関等」という。）がインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いた情報その他金融庁長官が適当と認めるものを参照すべき旨を記載したときは、当該事項の記載をしたものとみなす。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　外国会社等財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を執行する者のうちその事務を統括する者の氏名及び経歴（当該者が監査及び会計の専門家であることを証明する資格の取得に関する事項を含む。）

三　届出者の主たる事務所の所在する国における監査制度の概要（次に掲げる事項を含む。）

イ　監査基準その他の監査制度の内容

ロ　行政機関等の名称及び所在地

ハ　行政機関等による監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督に関する制度の内容

四　届出者が関係法令を遵守し、かつ、監査証明業務に相当すると認められる業務を適正に遂行する者であることが確認できるもの

五　届出者の業務の状況に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ　業務の内容（監査証明業務に相当すると認められる業務及びその他の業務の状況を含む。）

ロ　業務の運営の状況（次に掲げる事項を含む。）

（１）　業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下この号において同じ。）の状況

（２）　直近において行政機関等による監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者に対する業務の品質の管理の状況に関する調査その他これに準ずるもの（以下この号において「調査等」という。）を受けた場合（当該行政機関等との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案して金融庁長官が認める場合を除く。）には、当該調査等を受けた年月及びその結果

ハ　業務上の提携の状況（次に掲げる事項を含む。）

（１）　公認会計士又は監査法人との間で監査証明業務に相当すると認められる業務について業務上の提携を行っている場合は、その旨及び当該業務上の提携の内容

（２）　共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）によって構成される組織に属する場合は、当該組織の概要（当該組織に属する会社その他の団体（その主たる事務所が届出者の主たる事務所の所在する国にあるものに限る。）の名称及び主たる事務所の所在地を含む。）及び当該組織における取決めの概要

ニ　事務所の概況に関する次に掲げる事項（事務所が二以上あるときは、事務所ごとの次に掲げる事項を含む。）

（１）　名称

（２）　所在地

（３）　当該事務所に勤務する者（監査及び会計の専門家であることを証明する資格を保有する者に限る。）の数

六　届出日から起算して過去五年間において、届出者が監査証明業務に相当すると認められる業務について、罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた場合又は行政機関等から行政処分その他これに準ずるものを受けた場合は、その旨及び当該刑又は当該処分その他これに準ずるものの内容

七　届出者が、本邦内に住所を有する者に、法第三十四条の三十五第一項の規定による届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

２　前項に規定する事項のうち、届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない事項がある場合には、当該事項の記載に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該事項が届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない旨及びその根拠となる法令の内容

二　前号の規定により記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見

三　当該事項の記載について第三者の許可、同意又は承認（以下この号において「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、届出者が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

（変更の届出）

第六条　法第三十四条の三十七第一項の規定による届出をしようとする外国監査法人等（法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。）は、別紙様式第二号により変更届出書二通を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（是正が図られたと認める場合に公表する事項）

第七条　法第三十四条の三十八第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十四条の三十八第二項の規定による公表の日及び同条第一項の規定による指示を受けた外国監査法人等の名称

二　法第三十四条の三十八第一項の規定による指示の内容

三　法第三十四条の三十八第一項の規定による指示に係る事項につき是正が図られたと認める旨及びその理由

（廃業等の届出）

第八条　法第三十四条の三十九第一項の規定による届出をしようとする外国監査法人等は、別紙様式第三号により廃業等届出書二通を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十九号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（届出書に添付すべき書類に関する経過措置）

第二条　施行日以後最初に開始する会計期間に係る外国会社等財務書類について監査証明業務に相当する業務を行うときは、法第三十四条の三十六第二項に規定する書類については、当該業務に係る同条第一項に規定する届出書の提出があった日以後六月を経過する日（当該日が監査報告書を提出すべき日以後の日である場合は、当該提出すべき日の前日）までに提出することができる。

第三条　第五条第一項第五号ロ（２）の規定は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

附　則（平成二〇年七月二二日内閣府令第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十年九月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）　抄

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年一月二五日内閣府令第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別紙様式第１号（第２条関係）（平20内府令47・令２内府令75・一部改正）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の役職氏名）

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

事務連絡者

氏　　名

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

代理人

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

外国監査法人等届出書

公認会計士法第34条の35第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

１．届出者

名称又は氏名	
主たる事務所の所在地	

２．届出者が法人である場合(1)

役員の氏名	
資本金の額又は出資の総額(2)	
設立年月	年　　月
設立準拠法国の国名(3)	

３．届出者が法人に属する個人である場合

届出者が属する法人の名称	
届出者が属する法人の主たる事務所の所在地	

4．財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等

名称	主たる事務所の所在地

（記載上の注意）

⑴　届出者が組合その他これに準ずるものである場合は、法人に準じて記載すること。

⑵　資本金の額又は出資の総額は、当該金額を百で除して得た額の最上位のけたを表示単位とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して記載すること。なお、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

⑶　この様式において「設立準拠法国」とは、第４条第１項第１号に規定する設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。

⑷　記載事項のうち、名称又は氏名に係る事項については、原語名を括弧内に記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第２号（第６条関係）（平20内府令47・令２内府令75・一部改正）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の役職氏名）

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

事務連絡者

氏　　名

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

代理人

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

変更届出書

公認会計士法第34条の37第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	

（記載上の注意）

代理人を定めた場合には、代理人について認載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第３号（第８条関係）（平20内府令47・令２内府令75・一部改正）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の役職氏名）

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

事務連絡者

氏　　名

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

代理人

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

電子メールアドレス

廃業等届出書

公認会計士法第34条の39第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

１．外国監査法人等の名称又は氏名(2)

２．外国監査法人等届出書届出年月日

３．廃業等となった年月日

４．廃業等の内容(3)

（記載上の注意）

(1)　代理人

代理人を定めた場合には、代理人について記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(2)　外国監査法人等の名称又は氏名

原語名を括弧内に記載すること。

(3)　廃業等の内容

公認会計士法第34条の39第１項各号のいずれに該当するかの別を記載すること。また、同項第２号に該当する場合には申立ての種類も記載すること。